第5期芽室町健康づくり計画策定

資料　2

Ⅰ 計画策定根拠

健康増進法第８条第２項

　市町村は、基本方針・都道府県健康増進計画を勘案し、市町村健康増進計画を策定する。

自殺対策基本法第13条第２項

　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を定めるものとする。

がん対策基本法第10条第７項

　基本計画では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を全体目標とした上で、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」に対する取り組むべき施策を定める。

Ⅱ 進捗状況

① 第4期芽室町健康づくり計画評価

② アンケート調査実施

Ⅲ 令和５年度スケジュール（主なもの）

※部会＝保健・医療部会
（総合保健医療福祉協議会）

- 7月（部会）
  第４期計画評価
- ７月～８月
  アンケート調査実施
- ７月～9月
  アンケート集計・分析・評価
- １０月（部会）
  第５期計画素案審議
- １２月（部会）
  第５期計画原案審議
- 1月
  まちづくり意見募集
  （パブリックコメント）
- 2月
  計画（案）部会答申

令和６年度
第５期芽室町健康づくり計画施行

資料　2－1①

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

健康日本21（第三次）について

令和５年５月17日

厚生労働省健康局健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。

1978

S53～　第１次国民健康づくり

健康診査の充実、市町村保健センター等の整備、
保健師などのマンパワーの確保

1988

S63～　第２次国民健康づくり　～アクティブ８０ヘルスプラン～

運動習慣の普及に重点をおいた対策
（運動指針の策定、健康増進施設の推進等）

2000

H12～　第３次国民健康づくり

～健康日本21～

一次予防の重視
具体的な目標設定とその評価

2013

H25～　第４次国民健康づくり

～健康日本21（第二次）～

健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標
生活習慣に加え社会環境の改善を目指す

2024

R6～　第５次国民健康づくり

～健康日本21（第三次）～

2035

H15(2003)　**健康増進法の施行**

H19(2007)　**健康日本21中間評価**

H23(2011)　**健康日本21最終評価**
「スマート・ライフ・プロジェクト」開始

H30(2018)　**健康日本21（第二次）中間評価**

R４(2022)　**健康日本21（第二次）最終評価**

健康日本21（第二次）の評価と課題

目標の評価

健康日本21（第二次）で設定された目標について、達成状況を厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において評価

○**健康寿命**は着実に**延伸**しつつある

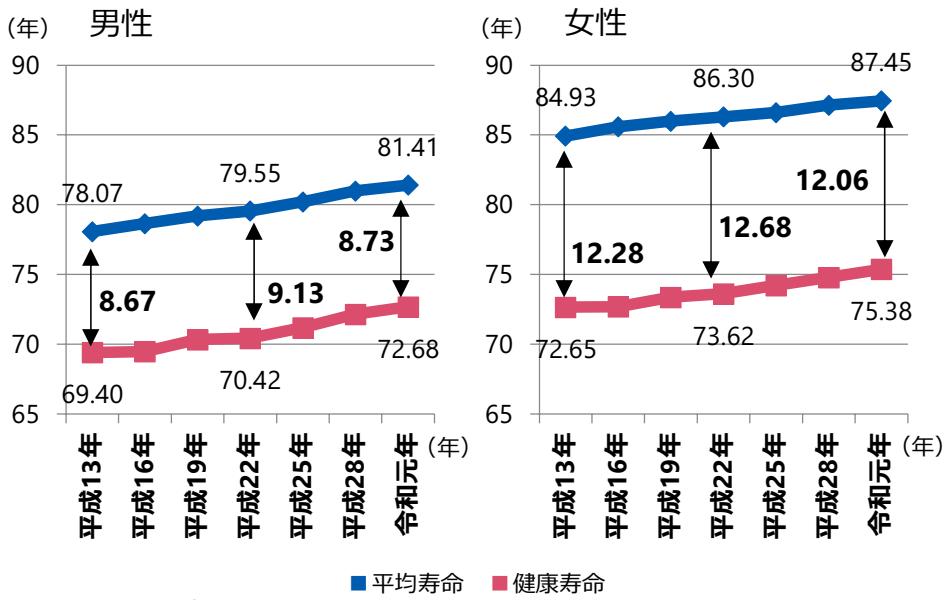

○悪化した目標項目

- メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少
- 適正体重の子どもの増加
- 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少
- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少
  （一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）

○一部の指標（特に**生活習慣に関するもの**）は悪化・目標未達

評価	①健康寿命の延伸と健康格差の縮小	②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）	③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	④健康を支え、守るための社会環境の整備	⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善	全体
A 目標値に達した	1	3	3		1	8
B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある		3	4	2	11	20
C 変わらない	1	4	3	1	5	14
D 悪化している		1	1		2	4
E 評価困難※		1	1	2	3	7
合計	2	12	12	5	22	53

※新型コロナにより、保健所による調査ができず、直近のデータがない等

検討すべき課題

- 自治体が健康づくり施策を効果的に進めるための方策
- データを利活用してより効果的に住民の行動変容を促すための方策
- 社会環境整備等を通じ、健康に関心が薄い者を含めた健康づくり施策を更に進めていくための方策
- 性差や年齢等も加味した健康づくりの方策
- 新型コロナなど新興感染症の感染拡大による生活習慣の変化等を踏まえた健康づくり　など

健康日本21（第三次）の全体像

○　人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、**「誰一人取り残さない健康づくり」**を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、**「より実効性をもつ取組の推進」**に重点を置く。

ビジョン　**全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現**

誰一人取り残さない健康づくり（Inclusion）

集団や個人の特性を踏まえた健康づくり
性差や年齢、ライフコースを加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- **個人の行動と健康状態の改善**
- **社会環境の質の向上**
- **ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり**

より実効性をもつ取組（Implementation）

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーを活用

※期間は、令和６～17年度の12年間の予定。

健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める

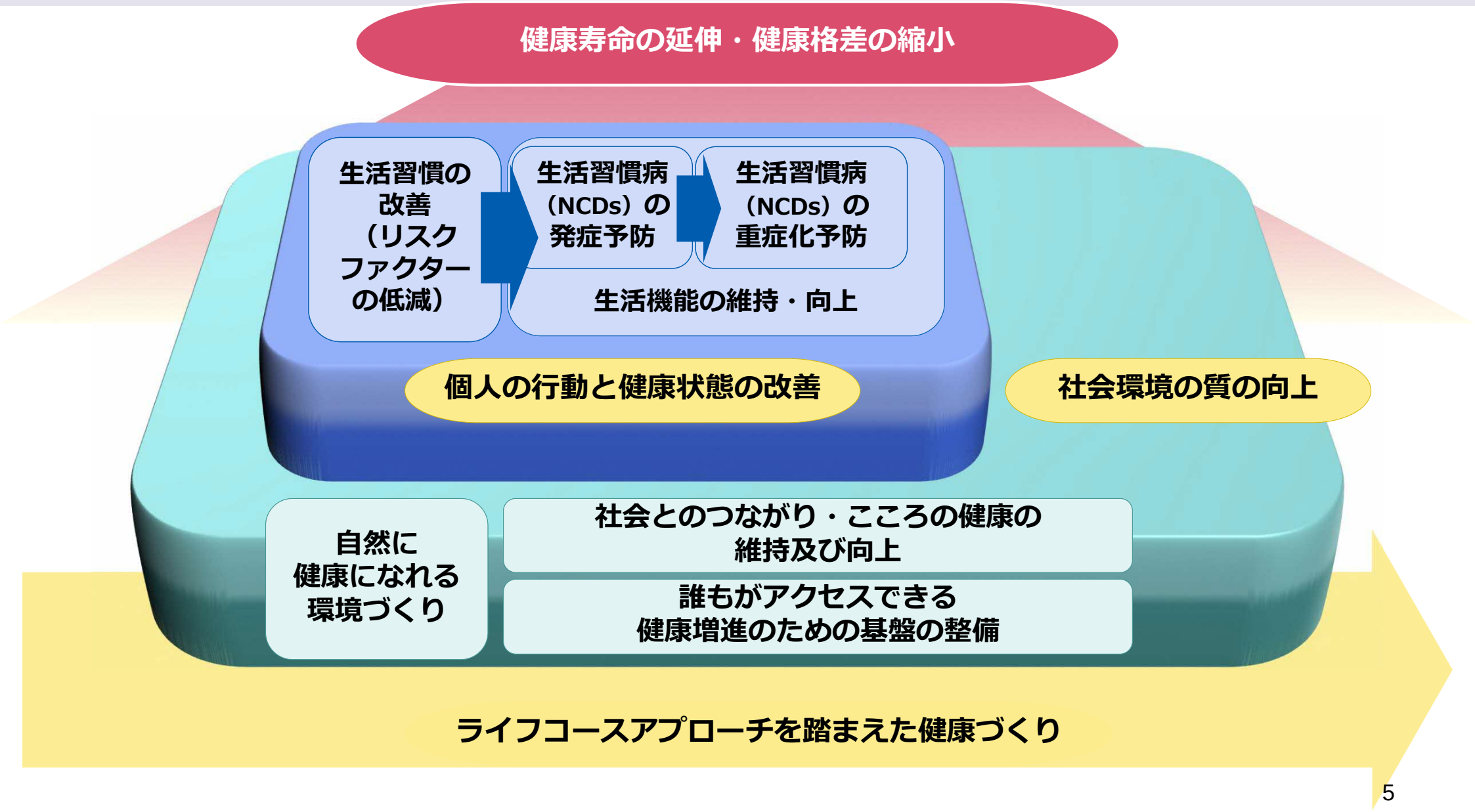

健康日本21（第三次）の新たな視点

○ 「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる。

①**女性の健康**については、これまで目だしされておらず、性差に着目した取組が少ない

女性の健康を明記

「女性の健康」を新規に項目立て、女性の健康週間についても明記
骨粗鬆症検診受診率を新たに目標に設定

②**健康に関心の薄い者**など幅広い世代に対して、生活習慣を改めることができるようなアプローチが必要

自然に健康になれる環境づくり

健康に関心の薄い人を含め、本人が無理なく健康な行動をとれるような環境づくりを推進

③行政だけでなく、**多様な主体**を巻き込んだ健康づくりの取組をさらに進める必要

他計画や施策との連携も含む目標設定

健康経営、産業保健、食環境イニシアチブに関する目標を追加、自治体での取組との連携を図る

④目標や施策の概要については記載があるが、**具体的にどのように現場で取組を行えばよいか**が示されていない

アクションプランの提示

自治体による周知広報や保健指導など介入を行う際の留意すべき事項や好事例集を各分野で作成、周知
（栄養・食生活、身体活動・運動、睡眠、喫煙など）

⑤PHRなど**ICTを利活用する取組**は一定程度進めてきたが、さらなる推進が必要

個人の健康情報の見える化・利活用について記載を具体化

ウェアラブル端末やアプリの利活用、自治体と民間事業者（アプリ業者など）間での連携による健康づくりについて明記

健康日本21（第三次）における取組分野・領域

健康寿命の延伸・健康格差の縮小	
健康寿命の延伸・健康格差の縮小	健康寿命
	健康格差

個人の行動と健康状態の改善		
生活習慣の改善	栄養・食生活	適正体重
		肥満傾向児
		バランスの良い食事
		野菜・果物・食塩の摂取量
	身体活動・運動	歩数・運動習慣者
		こどもの運動・スポーツ
	休養・睡眠	休養感・睡眠時間
		週労働時間
	飲酒	生活習慣病のリスクを高める飲酒
		20歳未満の飲酒
	喫煙	喫煙率
		20歳未満の喫煙
		妊婦の喫煙
	歯・口腔の健康	歯周病
		よく噛んで食べる
		歯科検診

生活習慣病（NCDs）の発症予防／重症化予防	がん	年齢調整罹患率・死亡率
		がん検診受診率
	循環器病	年齢調整死亡率
		高血圧・脂質異常症
		メタボ該当者・予備群
		特定健診・特定保健指導
	糖尿病	合併症（腎症）
		治療継続者
		血糖コントロール不良者
		糖尿病有病者数
		メタボ該当者・予備群
		特定健診・特定保健指導
	ＣＯＰＤ	ＣＯＰＤ死亡率
生活機能の維持・向上		ロコモ・骨粗鬆症
		こころの健康

健康日本21（第三次）における取組分野・領域

社会環境の質の向上	
社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	ソーシャルキャピタル
	共食
	メンタルヘルスに取り組む職場
自然に健康になれる環境づくり	食環境イニシアチブ
	まちなかウォーカブル
	望まない受動喫煙
誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	スマート・ライフ・プロジェクト
	健康経営
	特定給食施設
	産業保健サービス

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり		
ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	こども	こどもの運動・スポーツ
		肥満傾向児
		20歳未満の飲酒・喫煙
	高齢者	低栄養傾向高齢者
		ロコモ
		高齢者の社会活動
	女性	若年女性やせ
		骨粗鬆症
		女性の飲酒
		妊婦の喫煙

主な目標

○　基本的な方向に沿って、目標を設定。健康（特に健康寿命の延伸や生活習慣病の予防）に関する**科学的なエビデンスに基づく**こと、継続性や事後的な実態把握などを加味し、データソースは**公的統計を利用する**ことを原則。目標値は、直近のトレンドや科学的なエビデンス等も加味しつつ、原則として、健康日本21（第二次）で未達のものは同じ目標値、**目標を達成したものはさらに高い目標値**を設定。（全部で51項目）

	目標	指標	目標値
	健康寿命の延伸と健康格差の縮小		
	健康寿命の延伸	日常生活に制限のない期間の平均	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
	個人の行動と健康状態の改善		
	適正体重を維持している者の増加（肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少）	ＢＭＩ18.5以上25未満（65歳以上はＢＭＩ20を超え25未満）の者の割合	66%
	野菜摂取量の増加	野菜摂取量の平均値	350ｇ
	運動習慣者の増加	運動習慣者の割合	40%
新	睡眠時間が十分に確保できている者の増加	睡眠時間が６～９時間（60歳以上については、６～８時間）の者の割合	60%
	生活習慣病（ＮＣＤｓ）のリスクを高める量を飲酒している者の減少	１日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合	10%
	喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	20歳以上の者の喫煙率	12%
	糖尿病有病者の増加の抑制	糖尿病有病者数（糖尿病が強く疑われる者）の推計値	1,350万人
新	COPD（慢性閉塞性肺疾患）の死亡率の減少	COPDの死亡率（人口10万人当たり）	10.0
	社会環境の質の向上		
新	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県
新	健康経営の推進	保険者とともに健康経営に取り組む企業数	10万社
	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり（女性の健康関係）		
	若年女性のやせの減少	ＢＭＩ18.5未満の20歳～30歳代女性の割合	15%
	生活習慣病（ＮＣＤｓ）のリスクを高める量を飲酒している女性の減少	１日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の女性の割合	6.4%
新	骨粗鬆症検診受診率の向上	骨粗鬆症検診受診率	15%

運動期間中のスケジュール

計画期間

- 関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画等）と計画期間をあわせること、各種取組の健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和６～17年度までの12年間とする。

目標の評価

- 全ての目標について、計画開始後６年（令和11年）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後10年（令和15年）を目途に最終評価を行う

→評価・分析に応じて、基本方針も必要に応じて更新、PDCAサイクルを通じて、より効果的な健康づくりを行う。

アクションプラン

- 令和６年度以降、アクションプランを、新たに設ける健康日本21（第三次）推進専門委員会（仮）で議論・策定ののち、自治体等に示していく。

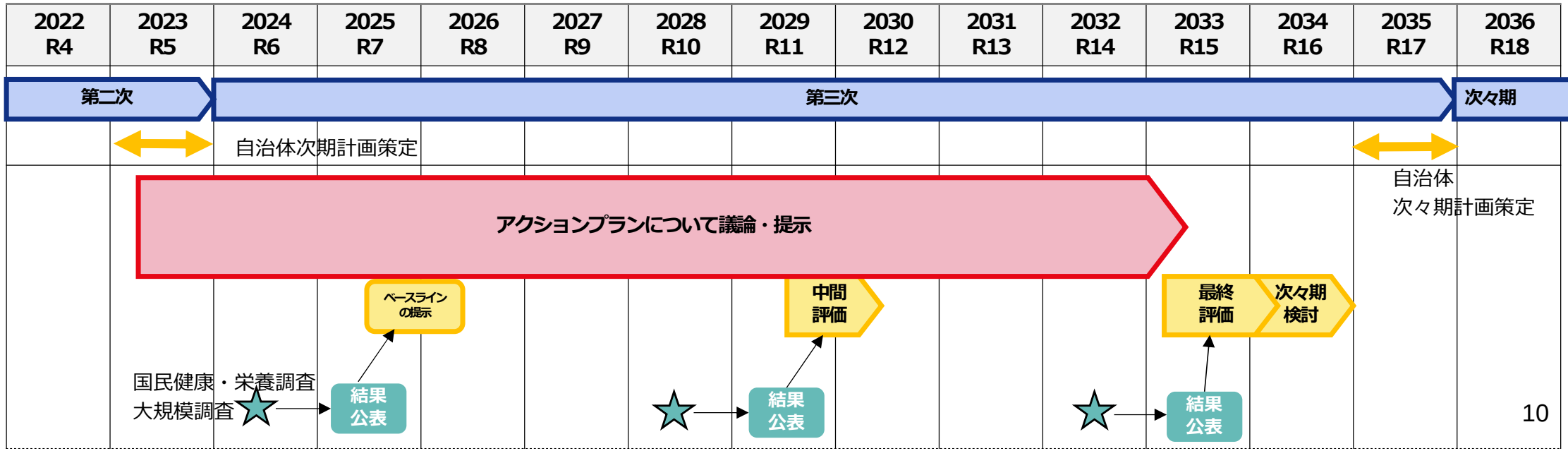

（参考）健康増進法に基づく基本方針と健康増進計画

健康増進法

第７条　厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

基本方針（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針：大臣告示）

国民健康づくり運動を進める上での基本方針。「国民健康づくり運動プラン」と呼称。以下の事項について定める。

①国民の健康の増進の推進に関する**基本的な方向**
②国民の健康の増進の**目標**に関する事項
③**都道府県健康増進計画**及び**市町村健康増進計画**の策定に関する基本的な事項
④国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する**調査**及び**研究**に関する基本的な事項
⑤健康増進事業実施者間における**連携**及び**協力**に関する基本的な事項
⑥食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する**正しい知識の普及**に関する事項
⑦その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

都道府県
・基本方針を勘案し、**都道府県健康増進計画**を策定
（義務）

市町村（特別区含む）
・基本方針・都道府県健康増進計画を勘案し、**市町村健康増進計画**を策定（努力義務）

→ 国民健康づくり運動の展開

第４期がん対策推進基本計画（令和５年３月28日閣議決定）概要

資料　2－1②

第１．全体目標と分野別目標　／　第２．分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標
がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

「がん医療」分野の分野別目標
適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

「がんとの共生」分野の分野別目標
がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

１．がん予防
（１）がんの１次予防
①生活習慣について
②感染症対策について
（２）がんの２次予防（がん検診）
①受診率向上対策について
②がん検診の精度管理等について
③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

２．がん医療
（１）がん医療提供体制等
①医療提供体制の均てん化・集約化について
②がんゲノム医療について
③手術療法・放射線療法・薬物療法について
④チーム医療の推進について
⑤がんのリハビリテーションについて
⑥支持療法の推進について
⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
⑧妊孕性温存療法について
（２）希少がん及び難治性がん対策
（３）小児がん及びＡＹＡ世代のがん対策
（４）高齢者のがん対策
（５）新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

３．がんとの共生
（１）相談支援及び情報提供
①相談支援について
②情報提供について
（２）社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
（３）がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
①就労支援について
②アピアランスケアについて
③がん診断後の自殺対策について
④その他の社会的な問題について
（４）ライフステージに応じた療養環境への支援
①小児・ＡＹＡ世代について
②高齢者について

４．これらを支える基盤
（１）全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
（２）人材育成の強化
（３）がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
（４）がん登録の利活用の推進
（５）患者・市民参画の推進
（６）デジタル化の推進

第３．がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

１．関係者等の連携協力の更なる強化
２．感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
３．都道府県による計画の策定
４．国民の努力
５．必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
６．目標の達成状況の把握
７．基本計画の見直し

資料　2－1③

「自殺総合対策大綱」（令和４年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現　行：令和４年10月14日閣議決定
第３次：平成29年7月25日閣議決定
第２次：平成24年8月28日閣議決定
第１次：平成19年6月 8日閣議決定

第１ 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第２ 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第３ 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第４ 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和８年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和８年：13.0以下) ※令和２年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」
＜第４　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

■地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
■地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
■地域自殺対策推進センターへの支援
・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
■自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

■自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
■児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
■自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

■自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
・相談機関等に集約される情報の活用の検討
■子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
・自殺等の事案について詳細な調査・分析
・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
■コロナ禍における自殺等の調査
■うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

■大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
■連携調整を担う人材の養成
■かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
■教職員に対する普及啓発
■介護支援専門員等への研修
■ゲートキーパーの養成
・若者を含めたゲートキーパー養成
■自殺対策従事者への心のケア
・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
■家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

■職場におけるメンタルヘルス対策の推進
・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
■地域における心の健康づくり推進体制の整備
■学校における心の健康づくり推進体制の整備
■大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

■精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
■精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
■子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
・子どもの心の診療体制の整備
■うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

■相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
■ICT（インターネット・SNS等）活用
・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
■インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
■ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
■性的マイノリティの方等に対する支援の充実
■関係機関等の連携に必要な情報共有
■自殺対策に資する居場所づくりの推進
・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
■報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
■自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」
＜第４　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

■地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
■救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
■医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
■居場所づくりとの連動による支援
■家族等の身近な支援者に対する支援
・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
■学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

■遺族の自助グループ等の運営支援
■学校、職場等での事後対応の促進
・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
■遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
■遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
■遺児等への支援
・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

■民間団体の人材育成に対する支援
■地域における連携体制の確立
■民間団体の相談事業に対する支援
・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
■民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

■いじめを苦にした子どもの自殺の予防
■学生・生徒への支援充実
・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
■SOSの出し方に関する教育の推進
・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
■子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
■知人等への支援
・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
■子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

■長時間労働の是正
・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
・勤務間インターバル制度の導入促進
・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
・副業・兼業への対応
■職場におけるメンタルヘルス対策の推進
■ハラスメント防止対策
・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

■妊産婦への支援の充実
・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
■コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
■困難な問題を抱える女性への支援

資料　２－２

第５期芽室町健康づくり計画の位置づけについて

この計画は、第5期芽室町総合計画に基づき、芽室町における成人保健事業の基本的な方向と必要な対策を明らかにするものであり、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画、自殺対策基本法第 13 条第2項に基づく市町村自殺対策計画を一体的に策定するものです。

この計画の推進にあたっては国の「健康日本 21（第三次）」の基本的な方向や「自殺総合対策大綱」の基本理念を踏まえ、平成 30 年度策定の第5期芽室町総合計画の下位計画に位置する第4期芽室町総合保健医療福祉計画を指針として、「芽室町地域福祉計画」「芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「芽室町食育推進計画」「芽室町データヘルス計画」等と十分な整合性を図るものとします。

第５期芽室町健康づくり計画の位置づけ

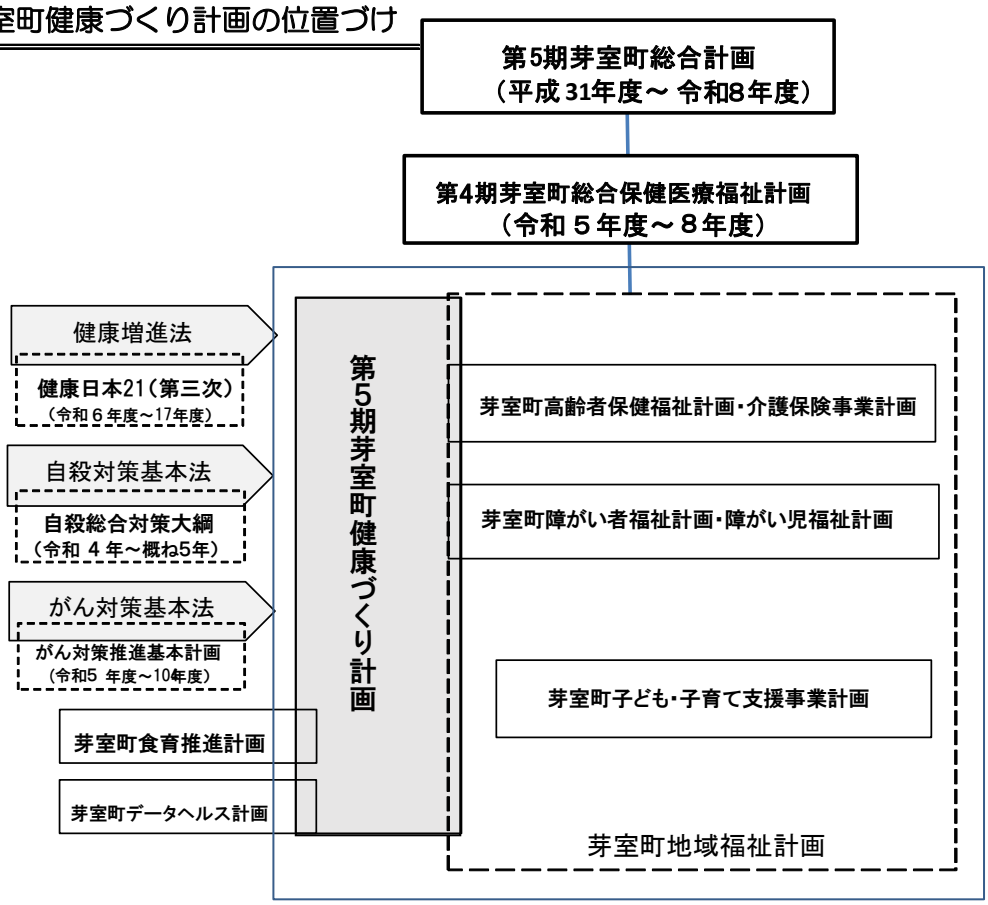

○計画期間

この計画は、関連する芽室町データヘルス計画と計画期間を合わせ、令和6年度から令和 11 年度を計画期間とします。

○計画の対象

この計画は、主に 40 歳から 64 歳の壮年期を中心とし、20 歳以上を含む町民を対象とします。

令和5年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会予定

資料　2ー3

部会名			全体会議	高齢者・介護	保健・医療	地域福祉	障害者	子育て
委員数			20	8	8	8	8	8
個別計画名		計画名	総合保健医療福祉計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	健康づくり計画	地域福祉計画	障がい者福祉計画・障がい児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画
		現在	R5～R8年度	R3～R5年度	R1～R5年度	R5～R8年度	R3～R5年度	R2～R6年度
		次期	R9～R12年度	R6～R8年度	R6年度～R11年度	R9～R12年度	R6～R8年度	R7～R11年度
1	開催時期（月）		6月9日	5月17日	7月	3月	9月	1月
	内容（概要）		委員委嘱・個別計画策定諮問	8期計画進行管理	4期計画の実績及び評価報告	計画進行管理	6期計画進行管理、7期計画策定スケジュール・アンケート内容検討	計画進行管理
	開催方法		全体会議	部会	部会	部会	部会	部会
2	開催時期（月）		2月	7月	10月		11月	
	内容（概要）		個別計画原案協議・答申	9期計画基本目標審議	5期計画（素案）の協議		アンケート結果分析	
	開催方法		全体会議	部会	部会		部会	
3	開催時期（月）			10月	12月		12月	
	内容（概要）			9期計画素案協議	5期計画原案の協議		7期計画等素案協議	
	開催方法			部会	部会		部会	
4	開催時期（月）			12月	1月			
	内容（概要）			9期計画原案協議	パブリックコメント			
	開催方法			部会				
5	開催時期（月）			2月	2月			
	内容（概要）			パブコメ意見反映	パブリックコメントを踏まえ原案修正、計画決定			
	開催方法			部会	部会			
6	開催時期（月）							
	内容（概要）							
	開催方法							

資料　２－４

第５期芽室町健康づくり計画におけるアンケート調査実施

１　目的

平成 31 年３月に策定した「第４期芽室町健康づくり計画」に基づき、芽室町では健康づくり施策を進めている。

この計画は令和５年度を持って終了する。そのため、「第５期芽室町健康づくり計画」の策定にあたり、町民および町内で就業されている方々の健康づくりに対する意識や生活習慣を把握・評価し、次期計画策定の資料とするため。

２　対象者

芽室町健康づくり各種団体（３団体）

巡回健（検）診受診者（７月・８月巡回健（検）診）

第４期芽室町健康づくり計画策定時にアンケート協力をいただいた町内企業及び令和４年度出前健康講座実施町内企業（９社）

３　方法

無記名の記述方式

４　実施期間

令和５年７月～８月頃

５　集計・分析・評価

令和５年７月～９月頃

資料　２－４

芽室町健康づくり計画における
アンケート調査ご協力のお願い

町民の皆さまには日頃より、本町の健康づくり施策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、町では、平成３１年３月に策定した「第４期芽室町健康づくり計画」に基づき各種の健康づくり施策を進めているところです。

この度、この計画が令和５年度をもって終了することから、町民皆さまの健康づくりに対する意識や行動、生活習慣、健康水準を把握・分析・評価を行い、次期計画策定の資料とするため、健康づくりに関するアンケート調査を実施することと致しました。

皆さまからの回答内容については、統計的に処理し、個人のプライバシーにつきましても、充分に配慮致します。

お忙しい中とは存じますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

（※調査結果は、上記目的以外に使用することは一切ありません。）

令和５年６月

―　アンケートに答える前にお読みください　―

- 回答は、あてはまる番号を〇で囲み、具体的な内容は（　）にご記入下さい。
- アンケートに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

芽室町役場　健康福祉課　保健推進係　　Mail：h-hoken@memuro.net
電話：６２－９７２３（内線１４３）　　Fax：　６２－０１２１

問１、あなたの性別と年齢を教えてください。

性別（いずれかに〇）

①　男性　　②　女性　　③　未回答

年齢（あてはまるものに〇）

29歳以下　・　30歳代　・　40歳代　・　50歳代　・　60歳代　・　70歳代　・　80歳以上

裏面に続きます⇒

≪健康全般≫

問２、健康づくりについて関心があるものは何ですか。（２つまで〇）

① 栄養・食生活　② 身体活動・運動
③ たばこと禁煙　④ うつ病などのこころの病気
⑤ 歯と口腔（むし歯と歯周病）　⑥ がんとがん検診
⑦ 生活習慣病（メタボリックシンドローム・高血圧・糖尿病・肥満・脂質異常症など）
⑧ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザやエキノコックス症などの感染症
⑨ その他（具体的な内容：　　）

問３、行政の取り組みとして、今後、町民の「健康づくり」のために、どのようなことに力を入れるべきだとお考えですか。（２つまで〇）

① 健康診断（特定健診、がん検診など）
② 生活習慣病予防のための講演会・学習会
③ 精神保健についての講演会・学習会
④ 健康について気軽に相談できる場所の提供
⑤ 運動やレクリエーション施設の整備・充実
⑥ 一緒に健康づくりができる仲間づくりの提供
⑦ その他（　　）

≪栄養・食生活≫

問４、あなたは、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上摂るよう気をつけていますか。（１つに〇）

① ほぼ毎日している　② 時々している　③ していない

裏面に続きます⇒

問５、あなたは、ご自身の適正体重を知っていますか。（どちらかに〇）

①　知っている	②　知らない

≪身体活動・運動≫

問６、あなたは、健康の維持・増進のために意識的に身体活動あるいは運動をしていますか。（１つに〇）

①　週２回以上
②　週１回
③　月１～２回
④　ほとんどしていない

問８にお進みください

問７にお進みください

問７、問６で④と答えた方にお聞きします。運動をしない理由は何ですか。（１つに〇）

①　時間に余裕がない・面倒だから	②　病気や身体上の理由
③　きっかけがないから	④　必要ないと思うから
⑤　その他（　　）	

問８、夏期間と冬期間の運動量に差はありますか。（１つに〇）

①　夏の方が多い	②　冬の方が多い	③　差は特にない

裏面に続きます⇒

≪たばこ≫

問９、あなたは、禁煙外来を知っていますか。（どちらかに〇）

①　知っている	②　知らない

問１０、あなたは、たばこを吸いますか。（１つに〇）

①　吸っている
②　吸わない
③　以前は吸っていたが、現在は吸っていない

問１２にお進みください

問１１にお進みください

問１１、問１０で③と答えた方にお聞きします。
禁煙外来を利用したことはありますか。また、たばこを吸わなくなった理由は何ですか。（１つずつに〇）

禁煙外来の利用（どちらかに〇）

①　利用した	②　利用していない

禁煙の理由（１つに〇）

①　生活習慣病などの病気になったから
②　喫煙が健康に及ぼす影響について学んだから
③　同居の家族に子どもが産まれたから
④　同居の家族に妊婦がいたから
⑤　たばこの価格（値段）が上がったから
⑥　その他（　　）

裏面に続きます⇒

≪休養・睡眠・こころの健康≫

問１２、あなたは、いつもとっている睡眠時間で、休養が充分にとれていると思いますか。（１つに〇）

①　充分とれている	②　まあまあとれている
③　あまりとれていない	④　まったくとれていない

問１３、あなたは、この１か月間に不満・悩み・ストレスを感じたことがありますか。（１つに〇）

①　大いにある
②　多少ある
③　あまりない
④　まったくない

問１５にお進みください

問１４にお進みください

問１４、問１３で①と②と③と答えた方にお聞きします。どんなことに不満・悩み・ストレスを感じましたか。（３つまで〇）
また、それらは解消できているとお考えですか。（１つに〇）

どんなことに不満等を感じましたか（３つまで〇）

①　仕事	②　家族関係	③介護	④育児
⑤　自分や家族の健康	⑥　職場の人間関係	⑦　友人関係	
⑧　経済的なこと	⑨　自分や家族の将来のこと		
⑩　その他（　　）			

それらは解消できていますか（１つに〇）

①　充分できている	②　なんとか解消
③　あまりできていない	④　まったくできていない

裏面に続きます⇒

問１５、あなたは、悩みを相談する場所（電話、メールやＳＮＳを含む）があることを知っていますか。
（１つに〇）

① 知っている
② 聞いたことはあるが、よく知らない
③ 知らない → 問１７にお進みください

問１６にお進みください

問１６、問１５で①と②とお答えした方にお聞きします。知っている、聞いたことがある場所を教えてください。

（　　）

≪歯と口腔の健康≫

問１７、あなたは、口の中の健康状態を確かめる目的で、治療とは別に歯科検診を受けていますか。（１つに〇）

① 定期的に受けている
② 不定期だが受けている
③ 受けたことがない

問１９にお進みください

問１８にお進みください

問１８、問１７で③と答えた方にお聞きします。検診を受けていない理由は何ですか。（１つに〇）

① 忙しい・時間が取れない
② お口の健康に自信がある
③ 検診料金が高い
④ 歯科医院で治療中
⑤ いつ受けたらいいのかわからない
⑥ 歯科検診があることを知らない
⑦ その他（　　）

裏面に続きます⇒

問１９、毎日どのような時に歯を磨きますか。（あてはまるものすべてに〇）

①　起床時	②　朝食後	③　昼食後	④　夕食後
⑤　就寝前	⑥　その他（　　）		

問２０、歯や口の中について悩みや気になることはありますか。（２つまで〇）

①　歯が痛む・しみる	②　歯ぐきから血が出る	③　口臭がある
④　ものがはさまる	⑤　歯並びが気になる	⑥　その他（　　）
⑦　特にない		

≪がん≫

問２１、あなたは、定期的にがん検診を受けていますか。（１つに〇）

①　毎年受けている → 問２３にお進みください

②　毎年ではないが、受けている

③　受けていない

→ 問２２にお進みください

問２２、問２１で②・③と答えた方にお聞きします。受診しない理由は何ですか。（１つに〇）

①　必要な時は病院にいくから	②　検診費用がかかるから
③　時間がないから	④　面倒だから
⑤　特に理由はない	⑥　その他（　　）

裏面に続きます⇒

≪糖尿病・循環器疾患≫

問２３、あなたは、朝昼夕の３食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。（１つに〇）

①　毎日	②　週３回以上	③　ほとんど摂取しない

問２４、この２年間で次のような健康診査（特定健康診査・人間ドック・職場の定期健診）を受診しましたか。（どちらかに〇）

①　はい
②　いいえ

問２５にお進みください

問２５、問２４で②と答えた方にお聞きします。受診しない理由は何ですか。（１つに〇）

①　受けたいが、制度やどこで受けたらよいかわからない
②　受けたいが、仕事や家事・育児で忙しく時間がない
③　主治医がおり、受ける必要がない
④　健康なので、受ける必要がない
⑤　受けたことはないが受けたい健診はある（健診名：　　）

以上でアンケートは終了です。

ご協力ありがとうございました。

資料　２－５

第4期芽室町健康づくり計画

（令和元年度～令和5年度）

第4章　保健施策に係る計画　進捗状況

めむろ

令和５年６月

北海道芽室町

第4章　保健施策に係る計画

壮年期死亡や高齢期の要介護状態の原因となるがん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病は、生活習慣の改善によって発症や進行を予防することができると考えられています。「個人の問題」とされてきた自殺では、「社会の問題」として広く認識されるようになってきました。

増え続ける生活習慣病の発症予防や重症化予防を図り、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、これからの長寿社会を地域とのつながりをもって健やかで心豊かに生活するために、町民自らが健康的な生活習慣に対する関心と理解を深め、また、健康寿命の延伸を目指すための具体的な取り組みとなる計画とします。

町民自らが心身の状態に関心を深め、健康を意識した、よりよい生活習慣を実現できるよう、あらゆる機会に健康情報を周知し、引き続き一次予防に力を注いだ健康づくりを行います。

また、今後も継続して健（検）診の受診を促し、各種健（検）診により早期発見・早期治療を進めていきます。

1　第4期計画事業一覧

1　栄養・食生活

□成人食生活改善事業
　◆栄養業務担当者連絡会議
□生活習慣改善教室開催事業
　◆生活習慣改善教室（おなかまわりスッキリ塾）
□成人健康教育相談事業
　◆出前健康講座
　◆栄養相談
□健康ポイント制度運営事業

2　身体活動・運動

□成人健康教育相談事業
　◆出前健康講座
□生活習慣改善教室開催事業
　◆生活習慣改善教室
□健康づくり実践団体支援
□健康ポイント制度運営事業

3　たばこ

□成人健康教育相談事業
　◆出前健康講座
　◆健康相談・喫煙対策
□健康ポイント制度運営事業

4　こころの健康（自殺対策計画）

□精神保健普及事業
　◆精神保健講演会の開催
　◆ゲートキーパー研修会
　◆健康相談
　◆うつスクリーニング
　◆町内企業健康講座
　◆相談窓口の周知
□健康ポイント制度運営事業

○関連する主な事務事業⇒別表

5　歯と口腔の健康

□成人歯科保健対策事業
　◆成人歯科検診・**妊婦歯科個別健診**
□成人健康教育相談事業
　◆歯科健康教育・歯科健康相談
□健康ポイント制度運営事業

6　がん

□各種がん検診事業
　◆胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん
　◆前立腺、マルチスライスCT肺がん
□成人健康教育相談事業
　◆出前健康講座
　◆健康相談
□健康ポイント制度運営事業

7　糖尿病・循環器疾患

□健康診査推進事業
　◆若年健診、脳ドック
□成人健康教育相談事業
　◆出前健康講座
　◆健康相談
□生活習慣改善教室開催事業
　◆生活習慣改善教室
□健康づくり実践団体支援
□健康ポイント制度運営事業
□特定健診事業
　◆特定健診
□特定保健指導事業
　◆特定保健指導
□国保生活習慣改善指導事業
　◆重症化予防保健栄養指導
　◆特定健診後二次検診
　◆若年健診等生活習慣病予防対策

8　感染症

□高齢者予防接種事業
　◆高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成
□結核検診事業
□インフルエンザ対策事業
　◆インフルエンザワクチン接種及び費用助成
　◆インフルエンザ予防情報周知普及
□エキノコックス症検診事業
　◆エキノコックス症検診
□健康診査推進事業
　◆肝炎ウイルス検診
□健康ポイント制度運営事業

２ 栄養・食生活

基本方針

栄養・食生活は、健康な生活を送るために欠くことのできない要素で、肥満を要因とする生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上及び社会機能の維持・向上の点からも重要です。

関連機関と連携を図り、男性や働き盛り世代を重点に、子どもや地域まで視点を広げ、一人ひとりが自身の健康や食生活の関係性を正しく理解し、よりよい食習慣を身につけることができるよう支援します。

取り組み

（1）成人食生活改善事業

食の安全性や栄養などに関する知識と、「食」を選択する力を養うことにより、健康的な食生活が実践でき、「食」の重要性を再認識し、行動変容へ繋げることができます。

出前健康講座や広報誌による基本的な知識や正しい情報の普及を行い、食生活を見直すための情報を発信します。

また、食育の日（毎月 19 日）の啓発や町内の小・中学校、保育園（所）、病院、高齢者施設などで統一献立（年２回）の実施やリーフレットの配布により、地産地消を通じた食の安全や「食」に対する関心を高めるとともに、よりよい食習慣をあらゆるライフステージにおいて学び、考えることができるよう関係機関と連携し、家庭や地域における食育を推進します。

体重管理は、生活習慣病や健康状態と深く関わり、特に、循環器疾患（脳血管疾患、心疾患など）や糖尿病との関連があります。そのため、適正体重を維持している人の増加（肥満の減少）を目指します。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じるとともに、積極的に出前健康講座を行います。栄養・食生活分野では野菜摂取量の目安や、間食や飲酒の摂り方など、適切な量と質の食事の摂り方について伝えます。

また、家族の健康管理において重要な妊婦に対する健康相談を行っている子育て支援課や町の特性を活かした食育推進計画の主管である農林課と連携し、ライフステージに応じた内容で実施します。

② 栄養相談

栄養や食習慣に関する疑問や悩みを解消するために個別の栄養相談を随時実施し、広報誌により周知を図ります。

また、糖尿病や高血圧、脂質異常など適切な受診や食習慣の改善が重要な生活習慣病の重症化予防にむけた栄養相談を実施します。

さらに、糖尿病性腎症など、医療による薬物療法と食事療法が必要なものについては、医療機関との連携を図りながら進めます。

③ 栄養業務担当者連絡会議

町内施設に勤務する管理栄養士・栄養士が「食」に関する情報交換や食育の推進について、あらゆる視点での周知普及活動を行います。

（2）生活習慣改善教室開催事業

① 生活習慣改善教室

働き盛りの世代である 40 歳から 64 歳の BMI や腹囲が肥満の基準を超える人、20 歳の頃から体重が 10 kg増加している人を対象に、運動の実践と栄養に関する学習の機会として、生活習慣病予防のための生活習慣改善教室を年1回開催します。

（3）健康ポイント制度運営事業

自身の健康状態を把握し、食習慣や体重管理について振り返る機会でもある健診受診の定着を促すとともに、食事や運動について、自ら健康目標を設定し達成することが健康づくりのきっかけとなるよう、関係機関との連携のもと、健康ポイント制度を継続します。

より多くの町民の参加を目指し、広報誌やホームページを活用した周知活動に取り組みます。

■ **成果指標**

		目標値	2018 (平成30)年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	35歳～64歳 BMI25以上の割合(%)	男性 33.0 女性 19.7	男性 47.2 女性 17.1	男性 46.6 女性 16.5	男性 45.9 女性 15.8	男性 45.3 女性 15.2	男性 45.3 女性 15.2	—
	2	35歳～64歳 腹囲男性85㎝・女性90㎝以上の割合(%)	—	男性 51.8 女性 10.1	男性 51.4 女性 9.9	男性 51.0 女性 9.8	男性 50.6 女性 9.7	男性 50.6 女性 9.7	—
	3	20歳～64歳の生活習慣病に関する出前健康講座開催数(回)	12	7	8	8	9	9	—
	4	20歳～64歳の栄養相談実施数(人)	(実)13 (延)20	(実)35 (延)49	(実)38 (延)52	(実)41 (延)55	(実)44 (延)58	(実)44 (延)58	—
実績	1	35歳～64歳 BMI25以上の割合(%)	男性 40.4 女性 20.4	男性 44.9 女性 21.1	男性 40.1 女性 21.6	男性 43.3 女性 18.4	男性 42.5 女性 17.7	—	男性:目標値に達した 女性:改善傾向
	2	35歳～64歳 腹囲男性85㎝・女性90㎝以上の割合(%)	男性 47.4 女性 12.1	男性 49.8 女性 10.0	男性 46.5 女性 12.8	男性 47.4 女性 10.8	男性 49.0 女性 12.1	—	男性:目標値に達した 女性:悪化傾向
	3	20歳～64歳の生活習慣病に関する出前健康講座開催数(回)	7	10	0	1	4	—	減少傾向
	4	20歳～64歳の栄養相談実施数(人)	(実)30 (延)51	(実)29 (延)46	(実)31 (延)34	(実)12 (延)13	(実)18 (延)20	—	減少傾向

(1、2は若年健診及び国保特定健診受診者のうちの割合)

(3は精神健康講座を除く)

現状　肥満者の割合は、男性はBMI・腹囲で目標値に達していますが、腹囲に関しては横ばい傾向です。女性は、BMIは改善傾向ですが、腹囲は悪化傾向です。

出前健康講座は、自身や家族の生活を振り返り、健康問題について把握し、健康に関する疑問や不安の軽減や解消ができることを目的に実施しています。地域や団体からの要請に応じ、健康管理ができるよう様々なメニューを設け、通年で実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は出前健康講座の実施はありませんでしたが、4年度は元年度の4割程度まで回復しています。

栄養相談は、自身やその家族に対して、正しい食習慣や生活習慣病予防について、通年で実

施しています。来庁面談や電話での相談が多く、長期的な介入を必要とする方は、一定間隔で経過を確認しています。

評価　肥満者への対応として、生活の改善を通じた減量の取り組みを支援し、生活習慣改善教室の勧奨を行い、参加により減量や生活・食習慣の改善につながっています。

出前健康講座は、開催後に利用者に対しアンケート調査を実施しており、満足度や講座の要望について伺っています。満足度は高く、講座の内容には幅広いメニューを持たせるようにしています。

栄養相談は、食事に関する不安の解消や正しい情報の提供を行うことで、適切な食習慣を通して生活習慣病等の改善や重症化予防につながっています。

課題　肥満は、生活習慣病の危険因子であり、糖尿病や脂質異常症、高血圧症等の発症リスクを高め動脈硬化を進行させます。男性の肥満者は目標値に達しましたが、引き続き、対策が必要となるため、関連計画である「第２期芽室町データヘルス計画」を考慮し、より若い世代へのアプローチが有効と考えます。また、動脈硬化の進行は、日々の生活や食習慣の積み重ねにより引き起こされ、体重管理を含めた改善が重要です。そのため、子どものころから適切な生活が送れるよう、また家族単位で健康的な生活習慣となるよう、親や子どもへの教育に向け関連課である、子育て支援課や教育推進課と継続して連携を図る必要があります。

出前健康講座は、世相や芽室町の疾病や健康状態・生活習慣の特徴を考慮したテーマを設け、より多くの方に活用いただけるよう、今後も広く周知を図っていく必要があります。

また、栄養相談について、疾病の重症化予防を行いながらも、若年層には、食習慣の見直しを通じて肥満改善が出来るよう効果的な支援が必要です。今後も継続実施し、食事の不安軽減や生活習慣病の改善に向け、正しい情報の提供と明確な説明が重要です。さらに、相談内容によっては医療機関等の関係機関と連携を図りながら実施する必要があります。

3　身体活動・運動

基本方針

適度な運動を日常生活において習慣的に行うことは、肥満をはじめ高血圧や糖尿病などの、生活習慣病の危険因子の減少や重症化予防につながることから、自分にあった運動習慣を身につけていくことが大切です。日常生活の中で意識的に身体を動かすことや歩く機会を増やすなど、継続的な運動習慣確立のために運動の必要性を周知普及していきます。

一年を通じて、気軽に継続して運動に取り組むことができるよう、運動教室の開催や社会教育課をはじめとする関係機関及び運動団体との連携を進めます。

健康づくりに取り組む動機付けを目的とした健康ポイント制度の周知活動を継続します。

取り組み

（1）成人健康教育相談事業

町民の運動に関する知識の普及や意識の向上のための学習会を実施します。

また、広報誌や健診の結果説明会などを活用し、運動や身体活動と健康の関連性・必要性を周知します。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じるとともに、積極的に出前健康講座を行います。運動や身体活動と健康との関連性や必要性について伝え、運動を実際に体験する機会を提供し、運動に取り組むきっかけづくりを目指します。

また、すこやかロード※や社会教育課による運動、スポーツに関する生涯学習講座、団体活動を周知し、運動・スポーツの習慣化を支援します。

※　すこやかロード　：　北海道と北海道健康づくり財団が認定した身近で気軽に楽しくウォーキングを行うためのコースです。芽室町では、5コースが認定されており、「げんきめむろてくてくマップ」にも掲載されています。

（2）生活習慣改善教室開催事業 【再掲】※

① 生活習慣改善教室 【再掲】

働き盛りの世代である 40 歳から 64 歳の BMI や腹囲が肥満の基準を超える人、20 歳の頃から体重が 10kg増加している人を対象に、運動の実践と栄養に関する学習の機会として、生活習慣病予防のための生活習慣改善教室を年１回開催します。生活習慣改善教室卒業後は、卒業生による自主運動団体である「おなかまわりスッキリ会」を案内し、継続して運動に取り組めるよう支援します。

（3）健康づくり実践団体支援事業

健康づくりのための運動組織の育成や、団体のネットワークづくりを支援します。平成 30 年度現在、「NPO 法人生命の貯蓄体操普及会芽室支部」、「おなかまわりスッキリ会」、生活習慣病予防や治療について研修を実施している「はつらつ友の会」、「芽室町民歩く会」の支援を行っています。

（4）健康ポイント制度運営事業

35 歳以上の町民を対象に①特定健診等の受診②がん検診等の受診③健康づくり事業への参加④食事や運動に関する個人の健康目標の達成、の４つの健康目標を設定し、達成した際にポイントを押印し、貯まったポイントに応じて商品券や体育施設回数券と交換できます。一人ひとりが楽しみをもちながら健康づくりに取り組む動機付けになることを目的として、より多くの町民の参加を目指し、広報誌やホームページを活用した周知活動に取り組みます。

運動に関しては、個人の健康目標の設定や運動団体への参加が押印の対象となることを周知し、自ら設定した運動の健康目標の継続や、運動団体への参加のモチベーションの向上に繋がることを目指します。

※【再掲】 ～ 各分野の取り組み事業で、事業内容が同様の趣旨の場合は、【再掲】と記載します。

■ **成果指標**

		目標値	2018 (平成30)年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	40歳～64歳の週2回1日30分以上運動をしている人の	男性 24.9 女性 22.0	**男性 13.7** **女性 11.4**	**男性 14.5** **女性 12.2**	**男性 15.3** **女性 13.0**	**男性 16.1** **女性 13.8**	**男性 16.1** **女性 13.8**	― ―
	2	生活習慣改善教室参加者数(人)	40	30	33	36	40	40	―
	3	健康ポイント交換者数(人)	―	573	130	630	145	145	―
実績	1	40歳～64歳の週2回1日30分以上運動をしている人の割合(%)	男性 13.1 女性 10.1	**男性 15.5** **女性 10.9**	**男性 12.0** **女性 12.6**	**男性 20.1** **女性 14.0**	**男性 21.9** **女性 15.7**	― ―	男性:目標値に達した 女性:目標値に達した
	2	生活習慣改善教室参加者数(人)	20	23	9	16	25	―	増加傾向
	3	健康ポイント交換者数(人)	152	503	155	420	100	―	減少傾向

(1は国保特定健診受診者のうちの割合)

現状　運動習慣の有無では、男女ともに増加傾向にあります。

生活習慣改善教室は、地域性により冬季に体重増加の傾向にある環境のため、運動の機会の提供や運動習慣の定着化、生活習慣病の予防を目的に開催しています。教室期間中には、保健師・管理栄養士が参加者と面談を実施し、運動のみならず、食事や生活全般の振り返りを行っています。開催時間は昼と夜のコースを設けていますが、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、定員を例年の半数(20人→10人)、広い会場に変更し実施しました。

令和4年度は、定員を各コース15人、開催数を10回から12回に増やし運動習慣のさらなる定着を目指しました。また、参加条件に血圧・血液検査データ(血糖・脂質)のいずれかが基準値以上の方も対象に加えています。令和4年度は、定員を30人まで増やしましたが定員を超える申込をいただきました。

健康ポイント制度は、有効期限を2か年とし、令和4年度は初年度でした。令和4年度から、ポイント交換の選択肢として、Mカードへのポイント付与(5ポイント貯まるごとに500ポイント

と交換）を追加しました。制度の定着化は図られてきていますが、令和3年度交換者数は、同じ最終年度であった令和元年度と比較すると、約 16.5%減少しています。

評価　運動習慣の有無では、男女ともに増加しており、特に男性は令和元年度と比較すると、6.4ポイント増加しています。

生活習慣改善教室は、冬期間のうちの2か月間限定の講座ですが、体重や腹囲が減少する参加者が半数程度いました。また、教室は、生活習慣の見直しの機会となり、運動内容が多岐にわたることや集団でともに運動に取り組むことで、運動の楽しさを見出すことにつながっています。

健康づくりのために自主的に活動している3団体に対しては、健康情報の提供等を行っています。

健康ポイント制度は、健康づくりに取り組む動機付けや、健（検）診受診の定着を促進する目的で実施しています。また、2年ごとの検診に公平性を持たせるため、有効期限を2年間とし、利用しやすいものとなっています。

令和3年度の交換者数の減少については、新型コロナウイルスの感染状況により、健（検）診の受診控えや運動教室・講演会が開催中止となり、ポイントが貯まらないため交換者数が減少したと考えます。また、ポイント交換の選択肢として M カードのポイント付与が増えたことで、より活用しやすいものになっていると考えます。

課題　健診の結果から、特定保健指導や重症化予防の対象となる方など、生活習慣の改善が必要な方が教室参加につながることや、教室終了後も運動習慣が定着していくことが必要となります。肥満者や生活習慣病の要因を抱えている方に対し、積極的に勧奨を行ったり、健診結果説明会でのアプローチ、広報や折込チラシ等で広く参加を呼びかけ、より多くの町民に利用されることが重要です。また、感染症により運動を行う機会が減った方への対応など運動実践の広報活動が必要と考えます。

健康ポイント制度は、国の動向を踏まえ、さらに多くの町民の方に健康づくりのきっかけとなるよう事業展開を検討することが必要です。

4 たばこ

基本方針

平成30年に健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に対する知識の普及や防止意識の啓発、環境整備などの措置を、総合的かつ効果的な推進に努めていくことが求められています。

たばこは、がん、循環器疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患など）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病などの原因になり、受動喫煙によっても健康被害が生じます。

禁煙することにより健康改善効果があることは明らかにされており、たばこ対策は「喫煙率の低下」と「受動喫煙の改善」が重要ですが、喫煙は依存性があることから、独力で継続的に禁煙することは容易ではありません。たばこをやめたい人がいつでも周囲から支援を得られるよう、環境づくりを行い、禁煙への促進を図ります。

取り組み

（1）成人健康教育相談事業

「喫煙と健康の関連性」及び「禁煙の必要性」について、健康教育・健康相談を実施します。健康づくり実践団体などの既存の組織や事業で周知を行うとともに、広報誌や健診後の結果説明の機会を活用し、周知します。

喫煙者に対する健康教育は、子育て支援課・学校教育課と連携し、女性や若い世代に向けて情報発信を行っていきます。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じるとともに、積極的に出前健康講座を行います。喫煙による健康への影響や、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの呼吸器疾患やがん、循環器・消化器疾患との関連性に対する認知の向上、子どもを含む周囲への受動喫煙の影響などについて伝え、禁煙による健康改善効果と禁煙外来などの具体的な禁煙方法の周知普及により、禁煙や喫煙をしないきっかけづくりを目指します。

また、世界禁煙デー、禁煙週間などを機会とした喫煙や禁煙に関する情報提供を、広報誌やホームページ、SNSなどを活用して幅広く周知します。

② 健康相談

健診後の結果説明の機会に、喫煙による健康への影響や、禁煙による健康改善効果と具体的な禁煙方法を周知することにより、禁煙に取り組むきっかけづくりを目指します。

（2）健康ポイント制度運営事業

喫煙や受動喫煙に関する正しい知識が得られ、禁煙に取り組むきっかけづくりを目指し、出前健康講座を対象として、健康ポイント制度を活用します。

■ 成果指標

		目標値	2018（平成30）年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	禁煙健康講座回数(回)	2	3	3	3	3	3	—
	2	35 歳～64 歳の喫煙率（%）	16.0	20.9	19.6	18.3	17.0	17.0	—
実績	1	禁煙健康講座回数(回)	1	2	0	0	0	—	減少傾向
	2	35 歳～64 歳の喫煙率（%）	26.3	24.4	25.9	22.9	23.8	—	変わらない

（2は若年健診及び国保特定健診受診者のうちの割合）

現状 喫煙率は令和3年度に大きく減少しましたが、令和4年度では再び増加しています。禁煙に関する出前健康講座の開催回数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度以降0件ですが、個別教育として健診の事後指導の際に、禁煙による効果について説明しています。また、町ホームページにおいて、5月の禁煙週間に合わせて、たばこが健康に与える影響等を周知しています。

評価　健診の結果説明会では、資料等を活用しながら、喫煙者へ禁煙に関してのメリットについて説明を行っています。 また、企業から出前健康講座の依頼があった際には、吐く息の一酸化炭素濃度を測定する機器を活用した喫煙に関連したテーマの提案をしていますが実施にはいたりませんでした。

課題　SNS などを通じて、喫煙による健康への影響について、今後も広く周知を図っていく必要があります。また、健康講座や健康相談は、禁煙の意識を持ってもらえる機会となっているため、継続して実施することが必要です。年齢や性別、地区などのあらゆる方面から分析し、対象者の選定やアプローチ手法等を工夫し、教育媒体の活用を通じて、禁煙へ取り組むきっかけづくりが必要です。

5　こころの健康（自殺対策計画）

基本方針

こころの健康は多くの要因が影響し、なかでも身体の状態とこころは相互に関係しています。そのため、心身ともに健康な生活が過ごせるよう、自分にあったストレス解消法を見つけることや、十分な睡眠・休養をとり疲労回復を図ることも、こころの健康を保持する上で重要な要素です。

また、自殺は、その背景に精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、人間関係などの社会的要因があることが考えられ、社会の努力で避けることのできる死であるとの認識のもと、失業や多重債務、健康問題、家庭問題などの社会的リスクである「生きることの阻害要因」を減らし、信頼できる人間関係の構築や危機回避能力を身につけることなどの「生きることの促進因子」を増やす取組みを同時に推進する必要があります。

自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、「健康づくりを総合的に行う」 といった視点から、自殺対策計画を盛り込んだものとし、 以上のことから、次の5点を重点とし取組みを進めます。

1　一人ひとりの気づきと見守りを促す

２　心の健康を支援する環境づくりの整備と心の健康づくりを支援する

３　適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

４　社会全体の自殺リスクを低下させる

５　子ども、若者の自殺対策を強化する

取り組み

（1）精神保健普及事業

本人や家族、周囲の人がこころの変化や病気に早期に気づき対処できることを目指すとともに、地域全体で取り組むことの重要性を周知し、各年代や地域・職域などに合せた健康講座や講演会の開催、広報誌やホームページを活用した普及啓発を行います。

また、こころの変化を早期に発見するスクリーニングの継続とともに、こころの健康や自殺に関する相談体制を更に整備し、関係機関との連携のもと個別に合った支援を展開します。

① 精神保健講演会・ゲートキーパー※研修会・出前健康講座

一人ひとりが休養や睡眠の重要性、ストレスとのつきあい方やこころの病気の知識など、こころの健康や自殺予防に関する理解を深めることを含めて、誰もがさまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期の「気づき」に対応できるよう、生きることの包括支援として、専門家の講演会や地域、職域での学習の機会を充実させます。

※ ゲートキーパー ：	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話しを聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人を指します。

② 健康相談

働き盛りの世代を中心としたこころの健康問題には、電話や面談の個別相談で対応します。

また、広報誌やホームページを通じてこころの健康に関する情報提供を行い、相談者が利用しやすい窓口としていきます。

③ うつスクリーニング

健診の場を活用し、主に 35 歳から 64 歳の働き盛りの世代を対象に行い、こころの健康問題の早期発見の機会を作ります。

④ 相談窓口の周知

役場窓口や弁護士相談会の機会の活用、並びに、ホームページにセルフメンタルチェックを掲載し、他機関において開設しているこころの健康に関する相談窓口も含め、周知を行っていきます。

また、特に子ども、若者を重点として広く普及啓発グッズの配布を行い、こころの健康相談窓口の周知を図ります。

⑤ 包括的な支援のための連携の推進

医療、保健、生活、教育、労働などに関する多職種、他部門の関係機関や団体等の連携を図り、芽室町自立支援協議会ひきこもり支援部会の開催をはじめ包括的な支援体制を推進します。

（2）健康ポイント制度運営事業

精神保健講演会、ゲートキーパー研修会、出前健康講座において、こころの健康に関して理解を深める動機付けとなるよう、健康ポイント制度を活用します。

■ **成果指標**

		目標値	2018 (平成30)年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	5年間自殺率(人口10万対)	—	20 H26～30年平均	19.1 H27～R1年平均	18.2 H28～R2年平均	17.3 H29～R3年平均	17.3 H29～R3年平均	—
	2	講演会・健康講座など学習機会数(回)	8	8	8	8	8	8	—
	3	精神健康相談実施者数(人)	100	280	280	280	280	280	—
	4	うつスクリーニング実施者数(人)	—	250	260	270	280	280	—
	5	40歳～64歳の睡眠で休養が十分にとれていない者の割合(%)	—	15.6	15.4	15.2	15.0	15.0	—
実績	1	5年間自殺率(人口10万対)	20.8 H25～29年平均	15.8 H26～30年平均	11.7 H27～R1年平均	15.0 H28～R2年平均	14.0 H29～R3年平均	—	改善傾向
	2	講演会・健康講座など学習機会数(回)	7	8	2	1	5	—	減少傾向
	3	精神健康相談実施者数(人)	439	243	259	124	137	—	減少傾向
	4	うつスクリーニング実施者数(人)	247	255	229	227	263	—	変わらない
	5	40歳～64歳の睡眠で休養が十分にとれていない者の割合(%)	14.7	13.5	14.7	14.6	17.2	—	悪化傾向

(1は厚生労働省　自殺の統計:地域における自殺の基礎資料(市町村・自殺日・住居地))

(5は国保特定健診受診者のうちの割合)

現状　こころの健康に関する講演会や町内企業、町民の要望に応じて精神保健に関する出前健康講座を実施しています。令和元年度からは、新たな取り組みとして、ゲートキーパー研修会を開催し、民生委員・児童委員を対象に実施しました。令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、こころの健康に関する講演会とゲートキーパー研修会は中止としましたが、令和4年度は小中学校校長・教頭等を対象にゲ

ートキーパー研修会を実施し、一般町民を対象とした講演会も開催しました。

うつスクリーニングテストは、集団健診の場で行い、必要な方には継続して支援しています。町民及びその家族のこころの悩みに関する電話や来庁による相談も、随時対応しています。また、相談窓口は、役場などの窓口や事業の機会を活用して周知し、セルフメンタルチェックと併せてホームページ・広報誌・SNS等に掲載しています。

若者を対象とした普及啓発グッズの配布では、40 歳以下の世代を対象に、芽室町二十歳を祝う会や公共施設等で相談窓口を記載したポケットティッシュの配布、さらに、中学一年生の生徒を対象に、蛍光ペンの配布を行っています。

評価　講演会やゲートキーパー研修会の開催、企業や町民からの健康講座の依頼によって、悩みを抱える人との関わり方やこころの健康、自殺予防に関する理解を深める機会となっています。

精神健康相談件数は、令和2年度までと比較して約半数に減少していますが、対象者の健康問題や経済問題など様々な問題について対応し、相談内容が複雑化した対象者については、複数回にわたり相談支援を実施しています。なお、令和3年度から相談数が減少している背景として、相談窓口の多様化により相談先の選択肢が増えていることも一つの要因と考えます。

うつスクリーニングは、健診時の問診と併せて対応し、相談しやすい場としています。

保健師による相談対応や精神保健に関する広報誌やホームページを活用した普及啓発により、本人や家族の不安の軽減や適切な治療へと結びついていると考えます。

課題　自分や周りの人のこころの変化や病気を早期発見、対処することができるよう、講演会や研修会、健康講座などの学習の機会を継続することが重要です。また、広報誌やホームページ等を活用し、幅広く相談窓口や精神保健に関する情報を普及啓発することが必要です。

また、健康問題以外にも経済問題やひきこもり等、課題が複合化・複雑化しているケースも散見しています。関係課や関係機関との連携を強化し包括的な支援体制を推進する必要があります。

6　歯と口腔の健康

基本方針

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進は、豊かな人生を送るための基礎となります。むし歯や歯周病により歯を喪失することは、食生活や社会生活にも支障をきたし、全身の健康にも影響を与えます。口腔機能の維持・増進を進めるため、ライフステージでの課題に合わせて、積極的に歯科検診や歯科健康教育を実施し、歯と口腔の管理を充実させます。

取り組み

（1）成人歯科保健対策事業

むし歯と歯周病が全身の健康に及ぼす影響や管理の重要性に関する知識の普及と、予防及び早期発見・早期治療につながることを目指し、健康講座や検診を実施します。

① 成人歯科検診

20 歳以上を対象に、検診と歯科指導を行い、むし歯と歯周病を早期発見します。適正なブラッシングなど、日常の自己管理の方法を学ぶ機会を継続します。

後期高齢者には咀嚼能力・舌機能・嚥下機能の測定を追加し、口腔機能評価に則った歯科指導を加えることで、オーラルフレイル※の予防を目指します。

※ オーラルフレイル ：	口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰えのひとつを指し、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増える、口の乾燥などの些細な症状から始まるため、見逃しやすく、気づきにくい特徴があります。

② 妊婦歯科個別検診

妊娠期は、妊婦本人の自己管理能力の向上に結びつく時期として重要であり、家族の健康管理にも大きな影響を与えます。妊婦歯科個別検診を継続し、妊娠期をきっかけとした歯科検診

の受診や歯科保健の情報提供により、歯科疾患の早期発見・治療、歯及び口腔の健康の保持・増進を目指します。

③ 歯科健康教育

歯科衛生士による、むし歯と歯周病が全身の健康に及ぼす影響や管理の重要性に関する学習、正しいブラッシングなど日常の自己管理の方法を学ぶ機会を提供します。

また、子育て支援課との連携により、自身や家族の健康に関心が高まる時期である子育て世代を対象に、食や栄養と関連付けた歯科保健の健康情報を提供することにより、自己管理につながることを目指します。

「歯と口の健康週間（6月4日～6月 10 日）」などを活用し、生活習慣病対策とあわせ、歯科検診や8020運動など歯及び口腔の健康に関する情報を、広報誌やチラシの折り込み、ホームページ、SNSなどを通じ、幅広い年代への周知に努めます。

（2）健康ポイント制度運営事業

歯及び口腔の健康づくりに関心を持つきっかけとなるよう、歯科検診や出前健康講座が押印の対象であることを周知します。

■ 成果指標

		目標値	2018（平成 30）年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	歯科検診受診数（人）	60	36	44	52	60	60	—
	2	妊婦歯科個別検診受診数（人）	—	27	31	35	39	39	—
	3	歯科健康教育を受けた数（人）	120	50	65	80	95	95	—
実績	1	歯科検診受診数（人）	22	35	21	23	24	—	減少傾向
	2	妊婦歯科個別検診受診数（人）	19	18	28	20	20	—	増加傾向
	3	歯科健康教育を受けた数（人）	79	174	21	23	53	—	減少傾向

現状　成人歯科検診は、20 歳以上の町民を対象に、年3回集団歯科検診として実施しています。

年2回は集団健（検）診・パパママ教室に併せて実施し、年1回は柏樹学園開催日に併せて実施しています。また、妊婦歯科個別歯科検診は、母子手帳交付時に勧奨しています。

受診者数増加のために、肝炎ウイルス検診受診勧奨と併せて、40 歳以上5歳刻みの年齢に達する町民へ、個別通知による受診勧奨を実施しています。また、同日の集団健（検）診受診者への勧奨や歯科健康教育、子育て支援課の事業を通じての周知、広報誌や新聞折込みチラシによる周知を行っています。

歯科健康教育は、成人歯科検診や健康講座により、歯科衛生士による口腔衛生の正しい知識の普及啓発を行っています。後期高齢者には口腔機能を測定・評価し、歯科指導を実施しています。

評価　歯科検診によってブラッシング指導など自己管理方法を学び、歯と口の健康と全身の健康のつながりを学習する機会となり、むし歯や歯周病の予防及び早期発見・早期治療につながっていると考えます。また、歯科保健指導では、受診した本人だけでなく、家庭全体の健康意識や生活習慣の向上にもつながります。後期高齢者に対しては、嚥下を促す運動や、舌ブラシの使い方などを盛り込んでおり、誤嚥性肺炎や口腔機能低下の予防にもなっていると考えます。また、妊婦歯科個別検診では、検診の結果治療へつながっている方が多く、特に妊娠期はホルモンバランスの変化等から口腔環境が悪化しやすいため、今後も子育て支援課との連携により、積極的に受診につなげていく必要があると考えます。

課題　むし歯と歯周病は若い年代からでも発症するため、生活習慣と密接に関係することも含め、歯科検診の受診や歯科保健の重要性を今後も幅広く周知することが必要です。また、高齢者についてもオーラルフレイルを予防し、生涯を通じた歯及び口腔機能の保持・増進を進めるため、歯科検診・歯科指導を実施することが必要と考えます。

7 がん

基本方針

がんは、国と同様、芽室町における死因の第１位となっています。その死亡者数は総死亡者数の約3割を占めており、予防と早期発見に努めることが重要です。

そこで、一次予防として運動や食生活・喫煙などの生活習慣による危険因子について、正しい知識の普及・啓発を積極的に進めます。

また、二次予防として女性特有のがん検診を中心に各種がん検診の受診を勧め、未受診者対策とともに受診しやすい体制づくりを行うことで受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療による死亡、罹患の減少を目指します。

取り組み

（1）各種がん検診事業

がんの早期発見・早期治療を目的に各種がん検診を行います。国の指針に基づき行う胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診を「対策型検診」、それ以外を「任意型検診」として実施します。

また、特定の年齢の対象者に無料クーポン券を配布する国のがん検診推進事業の活用により、受診率の向上が図られているため、継続して実施します。

① がん検診

対策型検診の胃・肺・大腸がん検診は40歳以上（ただし、若年健診と同時実施の場合のみ35歳以上）を対象に毎年、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上を対象に2年に1回実施します。任意型検診の前立腺がん検診は50歳以上を対象に、マルチスライスCT肺がん検診は35歳以上を対象に実施します。

より多くの方に検診を受けてもらえるよう、広報誌やホームページによる周知を行うとともに、個別受診勧奨や未受診者に対する再勧奨の方法を工夫することで、受診率の向上を図ります。そして、夜間や土曜日、日曜日の検診実施、託児付きにすることで受診者の利便性を図り、関係機関と連携しながら受診しやすい環境を整備し、受診促進を図ります。

また、女性特有のがん対策として、特定の年齢の対象者に子宮頸がん・乳がん検診料金が

無料となるクーポン券と検診手帳を配布し、受診の促進とがんの早期発見、正しい健康情報の周知普及を図り、自らの健康を意識し保持増進を目指すことを支援します。

（2）成人健康教育相談事業

がんの一次予防に関する知識の普及を積極的に進めるために、健康教育・健康相談を実施します。

また、健診の周知の機会や広報誌を活用し、町民自らが取り組むことのできる予防対策を周知します。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じるとともに、積極的に出前健康講座を行います。

また、広報誌などを活用し、一次予防としての運動や食生活など、生活習慣病予防をはじめとする知識の普及を積極的に進めます。

（3）健康ポイント制度運営事業

がん検診受診の定着を促すとともに、積極的に健康づくりに取り組むことを推進するため、関係機関と連携のもと、健康ポイント制度を継続します。

■ **成果指標**

		目標値	2018 (平成30)年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	胃がん検診(人)	2,318 (37.0%)	1,643 (14.0%)	1,643 (14.0%)	1,995 (17.0%)	1,995 (17.0%)	1,995 (17.0%)	—
	2	肺がん検診(人)	2,318 (37.0%)	1,643 (14.0%)	1,643 (14.0%)	1,995 (17.0%)	1,995 (17.0%)	1,995 (17.0%)	—
	3	大腸がん検診(人)	2,318 (37.0%)	1,643 (14.0%)	1,643 (14.0%)	1,995 (17.0%)	1,995 (17.0%)	1,995 (17.0%)	—
	4	子宮頸がん検診(人)	1,875 (40.0%)	1,183 (15.0%)	1,183 (15.0%)	1,420 (18.0%)	1,420 (18.0%)	1,420 (18.0%)	—
	5	乳がん検診(人)	1,521 (40.0%)	1,567 (25.0%)	1,567 (25.0%)	1,880 (30.0%)	1,880 (30.0%)	1,880 (30.0%)	—
実績	1	胃がん検診(人)	1,128 (10.4%)	1,076 (9.2%)	900 (7.6%)	984 (8.4%)	1,011 (8.6%)	—	減少傾向
	2	肺がん検診(人)	1,273 (11.8%)	1,186 (10.1%)	1,020 (8.7%)	1,094 (9.3%)	1,152 (9.9%)	—	変わらない
	3	大腸がん検診(人)	1,213 (11.2%)	1,194 (10.2%)	1,028 (8.7%)	1,111 (9.5%)	1,153 (9.9%)	—	変わらない
	4	子宮頸がん検診(人)	938 (11.8%)	838 (10.6%)	748 (9.5%)	808 (10.4%)	913 (11.8%)	—	増加傾向
	5	乳がん検診(人)	1,146 (19.7.%)	1,077 (17.2%)	1,017 (16.1%)	1,028 (16.3%)	1,178 (18.7%)	—	増加傾向

※子宮頸がん・乳がん検診は隔年受診のため、受診数は前年度との合算。
※がん検診受診率は令和元年度から算出方法を変更。受診対象者数が従来は人口から全就労者を除き農林水産業就労者数を加えた数としていたが、国の「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」に準じて、40歳以上の全住民(子宮頸がんは20歳以上の女性、乳がんは40歳以上の女性)を対象者とした。

現状　胃・肺・大腸がん検診、前立腺がん検診は公立芽室病院、帯広厚生病院(施設・巡回)、結核予防会、子宮頸がん・乳がん検診は帯広厚生病院、結核予防会、帯広市内医療機関に委託しています。

子宮頸がん検診、乳がん検診では、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を活用し、子宮頸がん検診は20歳、乳がん検診は40歳の方へ無料クーポン券を配布しています。

さらに、町独自の取組として、子宮頸がん検診は 25 歳～40 歳、乳がん検診は 45 歳～60 歳の5歳刻みで無料クーポン券の配布を行っています。また、無料クーポン券対象で未受診の方へ再勧奨、一昨年度に受診し当該年度未受診者の方へ勧奨・再勧奨を行っています。

評価　令和2、3年度の各種がん検診の受診者数は、新型コロナウイルス感染症による検診の受診控えが見られ、コロナ流行前（令和元年度以前）と比較すると 100 名前後の減少で、受診率はいずれも減少していますが、令和4年度には、いずれも回復傾向にあります。また、子宮頸がん・乳がん検診に関しては、受診勧奨の強化や、令和 3 年 12 月より芽室町 LINE からも申し込みができるようになったことで、日中就労している方や若年層の方にも申し込みがしやすい環境となり、受診率の増加に繋がりました。

また、受診勧奨の一環として、出前健康講座での PR や、巡回健診の特定健診申込の際にがん検診の勧奨を行ったり、子育て支援課と連携し、乳幼児健診の機会を活用することで、受診勧奨の強化を図りました。

課題　受診率向上のためには、未受診者への受診勧奨と継続受診者へのアプローチが重要となります。今後も、関係課の子育て支援課と連携を図り、乳幼児健診における受診勧奨の実施や、特定の対象の方への個別勧奨を行い、検診受診の重要性を理解していただくことが必要です。

また、広報やホームページ等での周知活動では、より多くの方に受診していただけるよう内容を工夫し、情報発信を行うことが必要です。また、子宮頸がん・乳がん検診のみならず、LINE 等において他の検（健）診の申込みもできる体制を検討し、若年層や新規受診者の獲得につなげていくことが必要です。

8　糖尿病・循環器疾患

基本方針

循環器疾患は、血管の損傷によって起こる疾患で、危険因子である、高血圧・脂質異常・喫煙・

糖尿病の管理が重要です。

町民一人ひとりの自己健康管理の積極的な推進が重要であり、健診受診の勧奨をし、検査結果による客観的データに基づいた支援を展開することで、糖尿病や循環器疾患の有病者の増加の抑制と重症化予防を図ることを目指します。

取り組み

（1）健康診査推進事業

栄養バランスや運動、適正体重の維持など若い頃からの生活習慣病の一次予防の知識を普及します。

また、若年層に対する健診や脳ドックなどの健診を芽室町が実施主体となって行い、健診受診により病気の早期発見を図り、生活習慣を改善する機会とします。

① 若年健診

若い頃からの生活習慣病の予防意識の普及と早期発見のため、35 歳から 39 歳を対象にした若年健診を実施します。

また、住民生活課と連携し、18 歳から 34 歳のさらに若い年代の国民健康保険被保険者に対しても健診を行っています。

② 脳ドック

無症候、あるいは未発症の脳及び脳血管疾患あるいはその危険因子を発見し、それらの脳血管疾患の発症あるいは進行を防止するため、35 歳以上を対象に脳ドックを実施します。（受診は2年毎）

（2）成人健康教育相談事業

脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病や高血圧に関する知識の普及や意識の向上のために、健康教育を実施します。広報誌や折込チラシを活用し、多くの町民が健康講座を活用する機会が得られるよう周知を行います。

また、健診受診後の結果説明の機会に健康に関する不安や疑問を軽減できるよう、健康相談を

実施します。健診結果の内容を踏まえ、健康的な生活習慣に取り組むことができるよう支援します。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じるとともに、自己の健康状態が確認できる情報提供や脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病や高血圧などの生活習慣病に関する出前健康講座を、地区担当保健師を中心に積極的に行います。

② 健康相談

肥満、高血圧、脂質異常、糖尿病の危険因子を有した生活習慣の改善や健康に対する疑問の軽減に向け、健診後の結果説明や健康相談を随時実施します。

（3）生活習慣改善教室開催事業 【再掲】

① 生活習慣改善教室 【再掲】

働き盛りの世代である40歳から64歳の、生活習慣病の危険因子である、BMIや腹囲が肥満の基準を超える人、20歳の頃から体重が10 kg増加している人を対象に、生活習慣病予防のための運動の実践と栄養に関する学習の機会として、生活習慣改善教室を年1回開催します。

（4）健康づくり実践団体支援事業 【再掲】

健康づくりのための運動組織の育成や、団体のネットワークづくりを支援します。

（5）健康ポイント制度運営事業 【再掲】

健康状態を把握し、生活習慣を振り返る機会である健診の定着を促すとともに、健康づくりや疾病の重症化予防に積極的に取り組むきっかけとするため、関係機関と連携のもと、健康ポイント制度を継続します。

より多くの町民の参加を目指し、広報誌やホームページを活用した周知活動に取り組みます。

（6）特定健診事業

自身の健康状態を知り、生活習慣を振り返る機会である健診は、「データヘルス計画」に基づき、40歳以上の芽室町国民健康保険被保険者を対象に特定健診を実施します。

① 特定健診事業

生活習慣病の早期発見のため、特定健診の受診を勧めます。特定健診の受診率向上のため、未受診者対策として特定健診の PR を行い、通院中の方の検査データを受領するなどの取り組みを行います。

また、生活習慣病の予防を目指し、健診データの分析など特定健診に関する情報収集や整理を積極的に行い、受診率向上を図ります。

健診の実施にあたっては、実施機関との連携を密にし、受診者の利便性も考慮した体制を作ります。

(7)特定保健指導事業

「データヘルス計画」に基づき、特定健診を受け、積極的支援・動機付け支援に階層化された人を対象に特定保健指導を実施し、生活習慣の改善による疾病の発症予防を目指します。

① 特定保健指導事業

生活習慣の改善に向けて、自身の健康問題を意識し、改善に向けての行動をとることを支援し、特定保健指導の利用を勧めます。特定保健指導の実施にあたっては、実施機関との連携を密にし、有効な指導となるよう努めます。

(8)国保生活習慣予防事業

生活習慣病を予防するために、健康づくりの普及・啓発を行い、健診受診による疾病の早期発見・早期治療を推進し、合併症の発症や重症化の予防対策を進めます。

① 重症化予防保健栄養指導

糖尿病や脂質異常、高血圧は生活習慣病を誘発するとともに、腎機能低下や心房細動は早期に適切な治療や生活習慣の改善が必要です。そのため、健診結果を基に、受診勧奨値以上を対象に、病態に応じた指導を実施します。なお、医療機関と治療方針や通院状況、内服薬などを確認しながら支援します。

また、「データヘルス計画」に基づき、糖尿病管理台帳、高血圧台帳、心房細動台帳を整備し、治療中断や合併症の発症など多角的に評価しながら指導を実施します。

② 特定健診後二次検診

糖尿病の危険因子は、加齢や家族歴、肥満、身体活動の低下、耐糖能異常などがあり、これらの危険因子を早期に発見することが循環器疾患の予防対策となります。身体の疾病発症のリスクを理解し、生活改善に取り組むことができるよう支援します。

また、検診結果について詳細に説明し、医療機関と連携を図りながら実施します。

③ 若年健診等生活習慣病予防対策

18 歳から 39 歳の健診受診者を対象に、地区や家族全体の視点に立った生活習慣改善に向けて支援します。

■ **成果指標**

		目標値	2018 (平成 30)年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	若年健診受診者数(人)	100	100	100	100	100	100	—
	2	脳ドック受診者数(人)	200	220	220	220	220	220	—
	3	40 歳～64 歳の高血圧者(140/90mmHg 以上)の割合(%)	男性 5.5 女性 3.9	男性 14.2 女性 9.5	男性 14.0 女性 9.3	男性 13.9 女性 9.2	男性 13.7 女性 9.0	男性 13.7 女性 9.0	—
	4	40 歳～64 歳の脂質異常症者(LDL-コレステロール 160mg/dl以上)の割合(%)	男性 10.2 女性 10.3	男性 9.0 女性 13.8	男性 8.8 女性 13.6	男性 8.6 女性 13.4	男性 8.4 女性 13.2	男性 8.4 女性 13.2	—
	5	40 歳～64 歳のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合(%)	—	該当者12.5 予備群10.7	該当者12.1 予備群10.3	該当者11.8 予備群10.0	該当者11.4 予備群 9.6	該当者11.4 予備群 9.6	—
	6	糖尿病性腎症による年間新規透析導入者数	2	4	4	3	3	3	—
	7	40 歳～64 歳の糖尿病有病者(服薬中または HbA1c が JDS※値 6.1%(NGSP※※値 6.5%)以上)の割合(%)	—	男性 10.0 女性 3.3	男性 9.8 女性 3.2	男性 9.6 女性 3.1	男性 9.4 女性 3.0	男性 9.4 女性 3.0	—
	8	特定健診受診率(%)	60	45	50	55	55	55	—
	9	特定保健指導実施率(%)	60	70	70	70	70	70	—

実績	1	若年健診受診者数(人)	86	69	74	84	79	—	増加傾向
	2	脳ドック受診者数(人)	208	199	148	186	161	—	減少傾向
	3	40 歳～64 歳の高血圧者(140/90mmHg 以上)の割合(%)	男性 14.9 女性 8.9	男性 17.3 女性 10.9	男性 14.7 女性 10.4	男性 14.9 女性 11.7	男性 12.8 女性 10.0	—	男性:目標値に達した 女性:改善傾向
	4	40 歳～64 歳の脂質異常症者(LDL-コレステロール 160mg/dl以上)の割合(%)	男性 11.0 女性 10.9	男性 13.4 女性 13.9	男性 12.0 女性 12.2	男性 10.8 女性 10.2	男性 12.5 女性 8.6	—	男性:改善傾向 女性:目標値に達した
	5	40 歳～64 歳のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合(%)	該当者14.9 予備群9.2	該当者13.8 予備群10.9	該当者15.7 予備群8.7	該当者14.4 予備群8.8	該当者15.0 予備群9.5	—	該当者:悪化傾向 予備群:目標値に達した
	6	糖尿病性腎症による年間新規透析導入者数	1	3	2	3	2	—	目標値に達した
	7	40 歳～64 歳の糖尿病有病者(服薬中または HbA1c が JDS※値 6.1%(NGSP※※値 6.5%)以上)の割合(%)	男性 13.8 女性 6.0	男性 11.3 女性 3.4	男性 13.2 女性 5.7	男性 12.6 女性 3.4	男性 15.1 女性 5.0	—	男性:悪化傾向 女性:悪化傾向
	8	特定健診受診率(%)	36.0	37.8	34.0	37.3	38.2*	—	変わらない
	9	特定保健指導実施率(%)	67.8	53.2	38.6	56.1	42.5*	—	悪化傾向

(＊令和5年5月末現在)

(3～5・7は国保特定健診受診者のうちの割合)

(8・9は前年度値を法定報告データより記載)

※　JDS 値　:　日本独自の表記

※※　NGSP 値　:　国際標準の表記で、平成 25 年度以降は国際標準化に伴い、HbA1c(JDS 値)6.1%を HbA1c (NGSP 値)6.5%と読み替えます。

現状　若年健診受診者数は、令和2年度のコロナ禍においても一定数の受診者を維持し、元年度より増加傾向にあります。

脳ドックは、令和3年度は 186 人で2年度より増加したものの、4年度は減少しています。75 歳以上の後期高齢者の受診枠については、ほぼ定員に達していますが、35 歳以上 74 歳未満では、受診枠を下回っています。

国保特定健診受診者のうち、高血圧者、脂質異常症者の割合は、男女ともに改善傾向にあります。

メタボリックシンドロームの該当者は悪化傾向、予備群は改善傾向にあるため、該当者と予備群の差は大きいままです。

糖尿病性腎症による新規透析導入者数は、横ばい傾向です。

糖尿病有病者割合は、男女ともに悪化傾向です。

特定健診受診率は、令和元年度の水準まで回復しています。特定保健指導は、現時点で継続して指導を行っているため、最終評価は元年度の実施率まで回復する見込みです。

評価　特定健診の実施、受診勧奨を行うことで、健康に対する意識づけになり、生活習慣病の早期発見につながっています。また、健診により発見された高血圧、脂質異常、高血糖の有病者及びメタボリックシンドローム該当者・予備群の方に対する健康相談により、有病者の減少、治療の継続につながっていくと考えます。

また、重症化予防保健栄養指導として、治療中の方に対しても、かかりつけ医療機関と連携を図りながら、指導を実施していきます。あわせて、関連計画である「第2期芽室町データヘルス計画」に基づき、糖尿病・高血圧症・心房細動の各疾患と腎機能低下者や脂質異常者をとりまとめた台帳を整備し、重症化対策を行っています。

芽室町の特徴として、健診の継続受診者が少ない（＝健診リピート率が低い）ことや通院治療者における特定健診受診割合が低いことが挙げられるため、対策を講じながら実施します。

課題　健診を受診することにより、生活習慣病の早期発見につながることから、健診受診の重要性は高く、安心した医療体制などの周知を行い、健診受診を促す必要があります。今後も未受診者の分析を行いながら、受診勧奨を推進し、保健指導を健康づくりへ活用いただけるような取り組みが必要であると考えます。

9　感染症

基本方針

検診による感染の確認や、予防接種により感染や発症、重症化や合併症の予防につながる感染

症に対し、予防接種法の改正など国の動向に注視しながら予防対策を行います。

また、感染症のなかには、予防接種や手洗いなど、日ごろの心がけで予防できるものも多く、日常生活における感染予防や感染後の対処法の周知普及を行い、感染症による身体機能・社会機能の低下の予防を目指します。

取り組み

（1）高齢者予防接種事業

高齢者の肺炎の発症と重症化や合併症の予防を目指し、肺炎球菌ワクチンの特性の周知普及と、接種費用の助成を行います。

① 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成

予防接種法に定める接種日における年齢が満 65 歳及び、60 歳以上 65 歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能障害などを有した人に対し、肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行います。

（2）インフルエンザ対策事業

一人ひとりが取り組むべきインフルエンザの感染予防対策の周知普及を行い、蔓延防止を図るとともに、高齢者のインフルエンザの感染や重症化、合併症の予防を目指し、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の助成を行います。

① インフルエンザワクチン接種及び接種費用助成

予防接種法に定める 65 歳以上及び、60 歳以上 65 歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能障害などを有した人を対象に予防接種を行い、接種費用の一部を町が助成します。

（3）エキノコックス症検診事業

エキノコックス症の予防と感染の早期発見を目的に、エキノコックス症検診を行います。

また、感染源や日常生活での注意点など、感染を予防するための情報の周知普及を図ります。

① エキノコックス症検診

小学3年生以上を対象にエキノコックス症検診を実施します。

検診は受診者の利便性を考慮し土日の集団健診にあわせて行い、関係部局との連携のもと、

猟友会会員や小中学生など、感染の機会が多い人には、個別に案内を行い受診を勧めます。（受診は5年毎）

（4）健康診査推進事業

健康増進法に基づき、B 型及び C 型肝炎のウイルス検診を行い、感染の早期発見・早期治療を目指します。

① 肝炎ウイルス検診

対象は希望者とし、特に過去に受診歴のない 40 歳以上の人には積極的に受診を勧めます。検診は受診者の利便性を考慮し、集団健診にあわせて実施します。

（5）健康ポイント制度運営事業

感染の早期発見・早期治療につなげるため、エキノコックス症検診や肝炎ウイルス検診を受けるきっかけとなるよう、健康ポイント制度の対象であることを周知します。

■ 成果指標

		目標値	2018（平成30）年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	評価
目標	1	高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成数(人)	100	100	100	100	100	100	—
	2	インフルエンザワクチン接種者数（人）	3,360	2,893	3,015	3,042	3,154	3,154	—
	3	エキノコックス症検診受診数(人)	30	35	35	35	35	35	—
	4	肝炎ウイルス検診受診数（人）	80	95	95	95	95	95	—
実績	1	高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成数(人)	328	142	174	185	130	—	目標値に達した
	2	インフルエンザワクチン接種者数（人）	2,397	2,507	3,077	2,481	2,617	—	変わらない
	3	エキノコックス症検診受診数(人)	32	37	37	46	53	—	目標値に達した
	4	肝炎ウイルス検診受診数（人）	73	69	112	98	96	—	目標値に達した

現状　高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種は、年度内に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる方で過去に接種したことがない町民のうち、予防接種を希望する方を対象に接種を実施し、接種費用を助成しています。また、平成 26 年度～30 年度末までの経過措置として、年度内 70 歳から 100 歳（5歳刻み）に達する方への接種を行っていましたが、措置期間が更に5年間延長となったため、引き続き当該対象者へ予防接種を実施しています。

インフルエンザ対策は、流行期の感染予防についての周知普及と予防接種法による対象者に対する接種費用の助成を行っています。

エキノコックス症検診は年2回（土日に実施）、肝炎ウイルス検診は年5回（うち2回は土日実施）で、いずれも集団健診に併せて実施し、エキノコックス症検診では、小中学校を通じて、保護者へ案内文を配布すること、肝炎ウイルス症健診では、40 歳から 60 歳の5歳刻み年齢の方を対象に、個別通知による勧奨を行っています。

評価　高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成数は、すでに助成対象年齢で接種されている方が一定数いることから、減少傾向です。令和5年度は費用助成は最終年度の予定です。

インフルエンザワクチン接種者数は、令和2年度が他の年度と比較し増加していますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症への関心が高まっていたことが要因として挙げられます。ワクチン接種が感染症予防策として広く浸透していると考えられるため、今後も予防接種法に基づく予防接種として継続実施していきます。

エキノコックス症検診及び肝炎ウイルス検診は、感染症の早期発見の機会となっています。エキノコックス症検診では、親子で受診する方もおり、受診者数は増加しました。今後も関係課の協力のもと、猟友会や小中学校等感染のリスクが高い町民への周知も継続します。

肝炎ウイルス検診受診者は、横ばい傾向でありましたが、令和3年度は令和2年度に比べると減少しているものの、増加傾向にあります。受診者のうち、勧奨による方の割合が高く、健康意識が高められ効果的な勧奨が行えたと考えます。

課題　ワクチンの特性や助成制度、検診について継続した周知普及活動が必要です。インフルエンザ予防接種は重症化予防や感染に起因する合併症・死亡を防止する効果が認められることから、広く接種を推進していくために助成制度の見直しについて検討していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な感染症への注目が高まることが予測され、

世相に即した周知活動を実施することが重要と考えます。世相に即した周知活動や、必要に応じてワクチン接種体制を整備していく必要があります。

10 推進体制の整備

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚し、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけており、また、自殺対策基本法第 13 条では、自治体における自殺対策計画の策定を義務づけています。生活の質の向上を目指して町民の健康づくりを進めるため、個人や地域、職場の活動において、一人ひとりが自らの健康について考え、芽室町が主体となって実施する保健事業を通じ、知識の習得、生活習慣の改善、生活習慣病の発症及び重症化の予防の取り組みを一体となり進めます。

また、地区や家族全体の視点に立ち、町民一人ひとりや家族、地域、各種団体等との協力を図るとともに、また、子育て、福祉、保健、介護、教育、農業等の庁内関係課のみならず、関係団体や医療機関と情報共有をしながら、町民の健康づくりのための支援と環境づくりを推進します。

資料 ２－６

計画案	現行
第５期芽室町健康づくり計画	**第４期芽室町健康づくり計画**
目　　次	目　　次
第１章　計画の策定にあたって	第１章　計画の策定にあたって
１．計画作成の趣旨	１．計画作成の趣旨
２．計画の位置づけ	２．計画の位置づけ
３．計画期間	３．計画期間
４．計画の推進管理	４．計画の推進管理
第２章　町の現状と課題	第２章　町の現状と課題
１．死亡死因	１．死亡死因
２．栄養・食生活	２．栄養・食生活
３．身体活動・運動	３．身体活動・運動
４．たばこ	４．たばこ
５．こころの健康	５．こころの健康
６．歯と口腔の健康	６．歯と口腔の健康
７．がん	７．がん
８．糖尿病・循環器疾患	８．糖尿病・循環器疾患
９．感染症	９．感染症
第３章　計画の基本的な考え方	第３章　計画の基本的な考え方
１．基本理念	１．基本理念
２．政策	２．政策
第４章　現行実施事業	第４章　現行実施事業
１．栄養・食生活	１．栄養・食生活
２．身体活動・運動	２．身体活動・運動
３．たばこ	３．たばこ

４．こころの健康
５．歯と口腔の健康
６．がん
７．糖尿病・循環器疾患
８．感染症
第５章　今後の計画
１．栄養・食生活
２．身体活動・運動
３．たばこ
４．こころの健康（自殺対策計画）
５．歯と口腔の健康
６．がん
７．糖尿病・循環器疾患
８．感染症
９．推進体制の整備

４．こころの健康
５．歯と口腔の健康
６．がん
７．糖尿病・循環器疾患
８．感染症
第５章　今後の計画
１．栄養・食生活
２．身体活動・運動
３．たばこ
４．こころの健康（自殺対策計画）
５．歯と口腔の健康
６．がん
７．糖尿病・循環器疾患
８．感染症
９．推進体制の整備

令和５年度

第１回芽室町総合保健医療福祉協議会

保健・医療部会　会議録

日　時　　令和５年７月 19 日（水）18 時 30 分から 19 時 30 分

場　所　　芽室町役場　２階　会議室７

健康福祉課　保健推進係

◆　会議次第

１　開　会

２　部会長あいさつ

３　事務局紹介

４　確認事項

（１）国の方針の概要について【資料１】

（２）第５期芽室町健康づくり計画の位置づけについて【資料２】

（３）全体スケジュールについて【資料３】

（４）計画見直しに係る意見聞き取りについて【資料４】

５　協議事項

（１）第４期芽室町健康づくり計画（現行計画）の進捗状況について【資料５】

（２）第５期芽室町健康づくり計画（次期計画）策定のポイントについて【資料６】

（３）次回の日程について

６　その他

７　閉会

◆　出席委員

研谷　智

家内　典夫

村上　哲也

野崎　美保子

明瀬　禎純

◆　欠席委員

廣江　英幸

志村　和博

吉口　美喜子

◆　傍聴人　０人

◆　事務局

健康福祉課長　　森　真由美

保健推進係長　　吉川　泰子

保健推進係主査　中元　麻実

保健推進係主任　山本　かなこ

国保医療係長　　塩原　勢津子

１　開会　18 時 30 分
　　司会：中元主査

２　部会長あいさつ
　　芽室町国民健康保険運営協議会　会長　村上　哲也

３　事務局紹介

４　確認事項
（１）国の方針の概要について【資料１】
　　以下の資料に基づき説明。
　　資料１－１「健康日本 21（第三次）について」（概要）
　　資料１－２「第４期がん対策推進基本計画」（概要）
　　資料１－３「自殺総合対策大綱」（概要）

（２）第５期芽室町健康づくり計画の位置づけについて【資料２】
　　資料に基づき説明。

（３）全体スケジュールについて【資料３】
　　資料に基づき説明。

（４）計画見直しに係る意見聞き取りについて【資料４】
　　資料に基づき説明。
　　アンケートの選択項目の表現方法について確認や整理を行った。

５　協議事項
（１）第４期芽室町健康づくり計画（現行計画）の進捗状況について【資料５】
　　資料に基づき説明。

２．栄養・食生活
　　特になし

３．身体活動・運動
　　特になし

４．たばこ
　　特になし

５．こころの健康

特になし

６．歯と口腔の健康

特になし

７．がん

特になし

８．糖尿病・循環器疾患

特になし

９．感染症

質疑）エキノコックス症検診は受診数が増加傾向だが、何か理由があるのか。

事務局）これまでと同様に小中学校に周知文を配布し、児童生徒だけではなく、父母と一緒に受診されることがあり、受診者数の増加につながっている。

１０．推進体制の整備

特になし。

（２）第５期芽室町健康づくり計画（次期計画）策定のポイントについて【資料６】

資料に基づき説明。

（３）次回の日程について

事務局）10 月を予定している。次期計画の素案について、協議願いたい。

６　閉会　　19 時 30 分